

様式第4号（第5条関係）

定住誓約書

矢掛町の定住促進に係る矢掛町定住促進助成金の交付にあたり、矢掛町定住促進助成金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守して第3条第1号の規定に従うとともに、要綱第5条の規定に基づき定住誓約書を提出いたします。

なお、要綱第9条の規定に該当し、助成金の返還を命じられた場合には、要綱に基づき所定の助成金返還義務を負うことに異存ありません。

年 月 日

矢掛町長 様

住 所

氏 名

実印

生年月日 年 月 日（ 歳）

連絡先 TEL

印鑑登録証番号

--	--	--	--	--	--	--	--

【参考】

第9条 町長は、助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、町長がやむを得ないと認める場合を除き、経過年数により別表第2に定める助成金の返還を命じることができる。

(1) 当該助成により建築した住宅を助成金の交付を受けた日から10年未満で取り壊し、貸与し又は売却したとき。

(2) 助成金の交付を受けた日から10年未満で転居又は転出したとき。

2 町長は、助成決定者のうち三代助成金の交付決定を受けた者が10年未満に三代でなくなったときは、経過年数により別表第3に定める助成金の返還を命じることができる。ただし、死亡又は進学等のやむを得ない場合を除く。

3 前2項の規定にかかわらず、町長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことを知ったときは、交付額の全部を返還するよう命ずることができるものとする。

4 助成決定者は、第1項の各号のいずれか又は第2項に該当することとなったときは、速やかに町長へ申し出なければならない。

5 町長は、第1項から第3項のいずれかの規定により助成金の返還を命じる場合は、矢掛町定住促進助成金返還命令書（様式第7号）により助成決定者に通知するものとする。